

経営當管理権集積計画

乙が經營管理権の設定を受ける森林（

この計画に同意する。

卷之三

住 所 (同上)

所(同上)

佐和子 内藤 島市長

内藤 佐和子 憲島市長

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理推進を設定する者が異なる場合には、引継ぎする

(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明委託又は所有者不明委託に係る特例に付則手続により定めた旨が公から書類を添付ナシテ本件所

(4) (A) 様の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿には該部を特定することができる場合には該部を記載され定められ、備考欄にその旨を記載することとし、森林簿などとともに、()書きで下段に2段書き

(5) (B) 様は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めることによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理受益権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理者）に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が当該森林に係る権原を有しなくなったときは、気象災等により被害が発生して甲が当該森林に係る権原を有する権の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することができる事項を実施するのうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ⑤ 甲は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ⑥ 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ⑦ 乙は、当該森林の立木が第三者が第三者に対する損害を及ぼすおそれがあると認めると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行うことを認めることがある。
- ⑧ 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないと乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に對して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。
- なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行なうこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手續は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金額を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を経営管理実施権者に委任するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になつたときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができることとができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に基づき経営管理実施権に係る森林に関する権利を支払を受けたものとみなす。

(16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

- く全員管轄が設定される場合>
- 経営管理実施者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとする。
 - 乙は森林の多面的機能を發揮させるため、徳島市森林整備計画に基づき、存続期間中に全部又は一部につき生育状況等の必要に応じて間伐または除伐を1回程度実施する。伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。

- ① <経営管理実施権が設定されない場合>
- 乙は森林の多面的機能を発揮させるため、徳島市森林整備計画に基づき、存続期間中に全部又は一部につき生育状況等の必要に応じて間伐または除伐を1回程度実施する。伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。
 - 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、間伐または除伐を実施後、翌年度から起算して2年間の巡視を年1回行うものとし、当該巡回は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

- 木の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

- く注宮自然実験地における場合>
- (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
- 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育に係る経費その他の経費（森林保険の保険料等）を控除した利益とし、乙が算定する。
 - 乙が算定する利益は、經營管理実施権の設定を受けた利益にて乙に提示し、經營管理実施権分計画に添付された経費の見積額とする。
 - 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
 - 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。

(2. 伐採等に要する経費の算定方法)

- 乙が算定する主伐後の植栽、保育及び利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効的な徳島県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、經營管理実施権分計画に添付された経費の見積額とする。
- 乙が算定する利益は、經營管理実施権が実施された場合における木材の販売に係る経費については、經營管理実施権の設定を受けるに当たつて乙に提示し、經營管理実施権分計画に添付された経費の見積額とする。

① (3. 留意事項)

- 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経費（森林保険の保険料等）は、甲からの預り金として經營管理実施権者が管理する。なお、經營管理実施権者が預かる期間は、預り金の償還がなくなるまでとする。
- 経営管理実施権者が主伐後の經營管理を行うために要した経費の支拂が上記（2. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は經營管理実施権者が負担するものとする。

<経営管理実施権が設定されない場合>

- 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
- 経営管理実施権が設定されず經營管理権に基づき乙が実施する間伐は、森林環境譲与税を活用して全額公費負担で実施するものであり、木材の販売収益が発生した場合は、当該事業経費に充当する。

(2. 留意事項)

- 乙が經營管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、主伐後、木材の販売収入額が確定後やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。
(支払先) 甲の指定する口座